

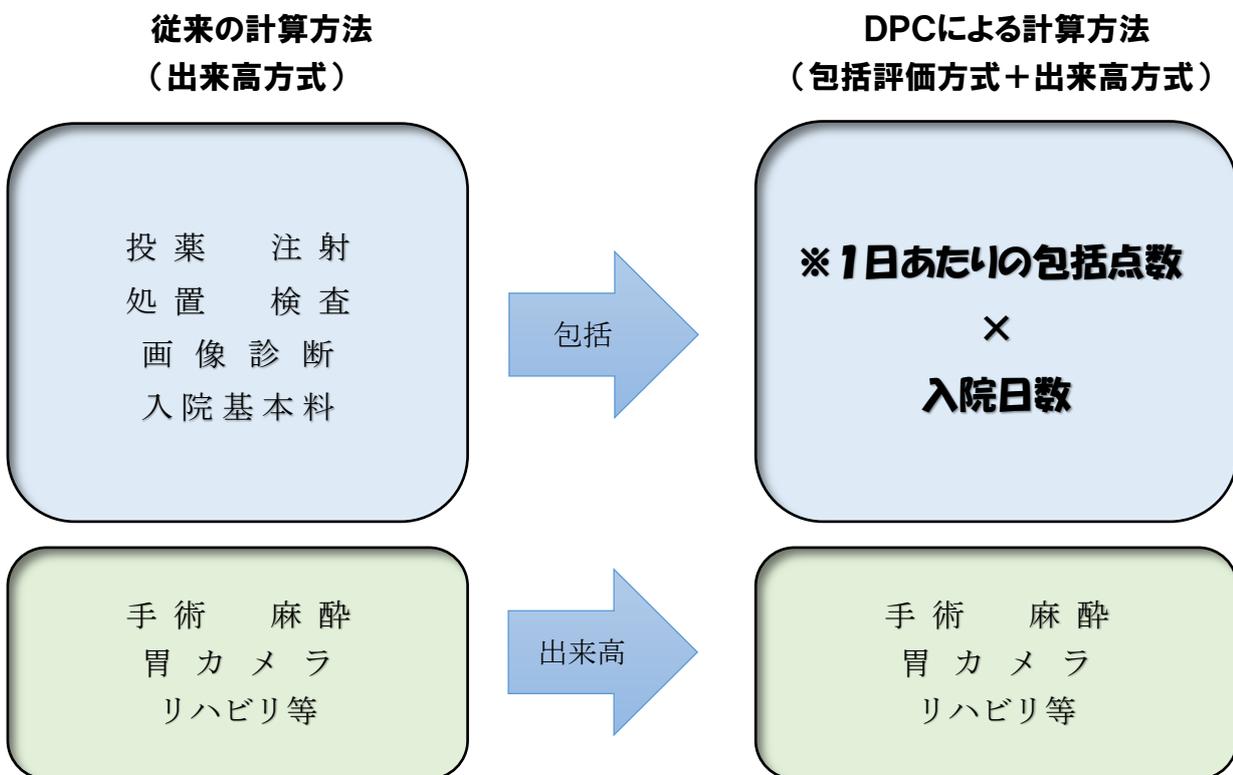
# 入院費における算定方法が変わります

武内病院は令和4年4月1日から DPC 対象病院となります。

DPCとは、傷病名、手術、処置、検査等、患者さんの入院の治療内容に応じて分類された「診断群分類」ごとに医療費を計算する制度となります。

外来は従来の計算方式(出来高方式)で医療費を計算します。

従来の計算方法と比較して、図で表します。



・上記のように、手術やリハビリ等は、従来の請求と同じく出来高となります。また、検査・注射・お薬等は1日当たりの包括点数に含まれることになります。

なお、DPC 対象病院となっても、武内病院が提供する医療行為に変更はありません。併せて、自己負担限度額を定めている高額療養費の取り扱いについては、従来どおり変更はありません。

『問い合わせ先』  
武内病院  
事務所 医事課 入院担当

# **DPC(包括評価方式)についてQ&A**

## **Q1. すべての入院患者様がこの制度の対象となるのですか？**

原則、一般病棟に御入院される患者様が対象となります。例外として、以下  
の場合は従来通り出来高支払い方式の対象となります。

- ・ 労務災害、交通事故等の自由診療で入院した患者様
- ・ 病名が診断群分類に該当しない患者様
- ・ 入院後24時間以内に亡くなられた患者様

## **Q2. 医療費の支払い方法は変わりますか？**

従来通り、月毎支払い(退院の時は退院時)である事に変わりありません。

## **Q3. 高額医療費の取扱いは変わりますか？**

従来通り、高額医療費制度の取扱いについては変更がありません。

限度額適用認定証をお持ちの方は、受付にて御呈示下さい。

## **Q4. 医療費は高くなりますか？**

DPCでは傷病名、検査、治療内容等の組み合わせと、御入院の日数により医療費が決まりますので、出来高式の診療費と比べて、高くなる場合も  
ありますし、安くなる場合もあります。

## **Q5. 傷病名によって医療費は変わるそうですが、入院途中で変わった場合は どうなりますか？**

入院時に仮の傷病名を決定し、その後の検査結果等で傷病名が確定する  
ため、傷病名が変更される場合があります。その時は、傷病名が確定した  
時点で、入院日まで遡って確定傷病名に従い医療費を再計算いたします。  
既にお支払いをいただいております、その際に発生した過不足については、当  
月または退院時に調整させていただくこととなります。

『問い合わせ先』

武内病院

事務所 医事課 入院担当